

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は居宅介護支援を希望する皆様に契約により提供しますサービスの内容、重要事項について次の通りご説明いたします。

1. 事業所

法人名	社会福祉法人 恵仁会
法人所在地	長崎県長崎市古賀町806-2 (〒851-0101)
電話番号	095-839-2775
代表者氏名	理事長 臼井 和裕
設立年月	昭和58年9月1日
種別	指定居宅介護支援事業所 (第4270100417号)
名称	社会福祉法人恵仁会 居宅介護支援事業所古賀の里
所在地	長崎県長崎市古賀町806-2
電話番号	095-839-2775
FAX 番号	095-839-2837
E-mail	kyotaku@koganosato.jp
管理者氏名	服部 彰子
開設年月	平成12年4月1日

2. 運営の目的と方針

(1) 目的

日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等を行います。

(2) 方針

- ① 敬愛の心と暖かい思いやりをもって接し、喜びも悲しみも共にし、信頼されるサービスの提供を目指します。
- ② 個人の生活と人権を擁護するため、対象者一人ひとりのニーズを尊重し、常に誠意をもって質の高いサービスの提供を目指します。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

長崎市（東長崎地域包括エリア、日見・橘地域包括エリア）。

ただし、諫早市は地域により相談に応じます。

(2) 営業日及び営業時間

(下記時間外においても古賀の里 095-839-2775 への連絡が常時可能です)

営業日及びサービス 提供時間帯	月～金曜日 8時45分～17時45分 第1、3、5土曜日 8時45分～12時45分
休業日	第2、4土曜日、日曜日、祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- | | | |
|-----------|-------|--------|
| ① 管理者 | 1 名 | 業務統括 |
| ② 介護支援専門員 | 7 名以上 | 居宅介護支援 |

5. サービスの内容及び流れ

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

① 初回面談（アセスメント）

ご利用者の依頼により、ご自宅を訪問し、身体状態やお困りごと等を伺います。また、事前のご了解を得て、主治医から助言をいただく事があります。

② 居宅サービス計画（ケアプラン）作成

アセスメントをもとに、ご利用者やご家族と相談の上、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。居宅サービス計画の作成にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に、ご利用者又はご家族に対して提供します。ご利用者又はご家族は、複数のサービス事業所の紹介を求める事ができます。

③ サービス提供事業者との連絡調整

居宅サービス計画に沿って、ご利用者及びご家族と各サービス事業者との担当者会議、連絡調整によりサービス利用までのお手伝いをします。会議は電話等の通信機器を使用する場合もあります。

なお、居宅サービス計画は、サービスの内容、利用料等について、ご利用者及びご家族に説明し同意を得たうえで決定したものとします。

④ 毎月の状況確認

ご利用者及びご家族等、またサービス事業者等との連絡を継続的に行います。そのため、毎月1回ご利用者宅に訪問しサービスの実施状況を把握します。

⑤ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、サービス事業者や当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑥ 要介護認定、更新申請等援助代行

ご利用者が居宅介護サービスを利用する上で必要な要介護度の認定申請、及びその更新、又は区分変更の申請について援助し代行します。

⑦ 介護保険施設の紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営む事が困難になったと認められた時や、ご利用者が介護保険施設への入所を希望された時には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(3) サービスの終了について

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の1か月前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが

できますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所、または医療機関に長期入院した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（４）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（５）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 事故発生時の対応及び緊急時の対応方法について

(1) 事故発生時の対応

事故発生時の対応業務中に事故等が発生した場合は状況を把握すると共に、必要に応じて救急車の手配または警察へ連絡を行います。また家族および事業所の処理責任者についても状況報告を行います。事故内容によっては市町村（保険者）に報告し、事故原因及び再発防止対策を作成し、市町村（保険者）に報告します。なお、法人対応賠償責任保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）と連携を取り、速やかに処理を行います。

(2) 緊急時の対応方法

訪問中、急変急病など異常事態が発生、又は認められた場合は、あらかじめ確認している連絡先及び主治医、医療機関に連絡を行い指示を仰ぎます。

8. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 中尾 悦子

○苦情解決責任者 服部 彰子

○受付時間 月～金曜日 8時45分～17時45分

第1、3、5土曜日 8時45分～12時45分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長崎市介護保険課	電話番号095-829-1163
諫早市介護保険課	電話番号0957-22-1500
国民健康保険団体連合会	電話番号095-826-7293

10. 個人情報の保護及び秘密の保持について

①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年

間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。同意がない場合はサービス利用が行えない場合もございます事、ご了承ください。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

1 1. 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるように努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等活用し行う事ができるものとします）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとします）をおおむね6か月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 3. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するように努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる事が予想される場合や変更された場合は、ご利用者にその内容を口頭で説明するとともに、文書にて同意署名をいただきます。

【別紙 1】

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

（１）居宅介護支援費（単位×10.21 円）

ア）居宅介護支援費Ⅰの場合

	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） 45 件未満	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） 45 件以上 60 件未満	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） 60 件以上
要介護 1・2	1,086 単位/月	544 単位/月	326 単位/月
要介護 3・4・5	1,411 単位/月	704 単位/月	422 単位/月

イ）居宅介護支援費Ⅱ 【ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置】

	居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ） 50 件未満	居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ） 50 件以上 60 件未満	居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ） 60 件以上
要介護 1・2	1,086 単位/月	527 単位/月	316 単位/月
要介護 3・4・5	1,398 単位/月	683 単位/月	410 単位/月

ウ）サービス利用実績がない場合であっても居宅介護支援費を算定可能な場合

看取り期における利用前の相談・調整の算定について、ケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった時

(2) 加算関係 (その要件にあてはまる時)

(単位×10.21

円)

加算	単位	内容の説明
特定事業所加算 Ⅰ	519 単位/月	(イ) 次のいずれにも適合すること ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること ⑥ 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること ⑨ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受けている利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること ⑪ 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
特定事業所加算 Ⅱ	421 単位/月	(ロ) 次のいずれにも適合すること ① イ②、③、④及び⑥から⑫までの基準に適合すること ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任支援専門員を配置していること
特定事業所加算 Ⅲ	323 単位/月	(ハ) 次のいずれにも適合すること ① イ③、④及び⑥から⑫までの基準に適合すること ② (ロ) ②に適合すること ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること
特定事業所加算	114 単位/月	次のいずれにも適合すること

(A)		① 介護支援専門員の配置について、常勤 1 名以上、非常勤 1 名以上。非常勤は他事業所との兼務可 ② イ④、⑥、⑪及び⑫を他の事業所との連携による対応を可能とする
-----	--	---

特定事業所医療 介護連携加算	125 単位/月	次のいずれにも適合すること ① 退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が 35 回以上 ②ターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定 ③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
初回加算	300 単位/月	新規に居宅サービス計画を策定した場合又は、要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合
通院時情報連携 加算	50 単位/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合 利用者 1 人につき、1 月 1 回の算定を限度
入院時情報連携 加算Ⅰ	250 単位/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
入院時情報連携 加算Ⅱ	200 単位/月	介利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること
退院・退所加算 （Ⅰ）イ	450 単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること
退院・退所加算 （Ⅰ）ロ	600 単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること
退院・退所加算 （Ⅱ）イ	600 単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けていること
退院・退所加算 （Ⅱ）ロ	750 単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
退院・退所加算 （Ⅲ）	900 単位	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	200 単位/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 1 月に 2 回を限度として算定
ターミナルケア マネジメント 加算	400 単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合

		※ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保している。かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること
--	--	--